

# 指導調査結果に基づく 運営上の注意事項について

平成31年3月

東北厚生局健康福祉部

健康福祉課

# 養成施設指導調査について

# 東北厚生局の実施する 養成施設指導調査について

- 年間10施設程度実施予定
- 対象施設：
  - 東北厚生局で所管する以下の養成施設
    - 介護福祉士学校
    - 福祉系高等学校等
    - 栄養士養成施設
    - 管理栄養士養成施設
    - あん摩マツサージ指圧師はり師きゆう師養成施設

# 調査対象の基準

- 原則として、3～4年に1回調査予定
- 選定対象は以下の項目を考慮しつつ、総合的に判断します。
  - 変更承認申請の有無
  - 最後の調査からの経過年数
  - 情報提供
  - 提出物の状況(提出時期・内容)
  - (前回の指導調査の状況)

# 指導調査の事前準備

- 原則として、（日程調整後）実施1ヶ月程度前に実施通知を発出します。
- 事前提出資料を、実施2週間前を目途に作成し、提出していただきます。（様式は実施通知と併せて送付します）

# 指導調査当日の日程について

- 書類審査(午前)
- 校舎、設備の確認、講評(午後)

# 指導調査における 各種指摘事項について

# 教育内容

- 一部の科目について、実習と定めながら実態は演習形式の授業を実施していた(栄養士)  
(栄養士法施行規則第九条第一号)



# 教員に関する事項①

- 教育内容を担当する専任の助手が2名しか配置されていなかった。(栄養士)(栄養士法施行規則第九条第五号)
- 出勤簿を確認したところ、押印漏れ、押印誤りが散見された。(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第6の13)
- 教員要件のうち、担当する教育内容に関する5年間の教育研究歴が不足していた。(栄養士)(栄養士法施行規則第九条第六号)

## 教員に関する事項②

- 助手のうち2名が教員として授業を実施していた。(栄養士)  
(栄養士法施行規則第九条第六号)
- 調査時点において担当する分野の研究業績を有していない教員がいた(栄養士)(栄養士法施行規則第九条第六号)
- 1教員の1週間の平均授業時間数が18時間を超過していた。  
(管理栄養士)(栄養士養成施設指導要領第6の12)

# 教員に関する事項③

- 臨床栄養学分野を担当する教員について、兼任教員のみとなっていた(管理栄養士)(栄養士法施行規則第十一条第四号)
- 一部の教員について、教員要件の根拠となる免許の免許証等を保管していなかった(管理栄養士)(栄養士法施行規則第九条第六号)
- 新規指定後初年度中に教員が交替していた(管理栄養士)

# 学生又は生徒に関する事項

- 学生数が定員を超過していた。(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第7の1)
- 出席簿の様式が統一されておらず、また内容も日付の誤りなどが散見された。(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第7の9)
- 出席簿が保存されていなかった。(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第7の9)

# 授業に関する事項①

- 一部の授業について、15時間1単位の授業としながら、課外として更に15時間以上の授業を実施していた。(栄養士)  
(栄養士養成施設指導要領第8の3)
- 一部の授業について45時間1単位の授業としながら、課外として更に30時間以上の授業を実施していた(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の3)
- 履修証明書の様式が一部誤っていた(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の4)

# 授業に関する事項②

- 履修証明書の科目名が現状と異なっていた(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の4)
- 校外実習について、実習受入初年度は実習先に専従の管理栄養士又は栄養士がいるか確認していたが、それ以降は確認していなかった(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の8、管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習要領第二の4)

# 授業に関する事項③

- 栄養士養成課程の科目が栄養士法施行規則の教育内容に対応したものとして、学則等で示されていなかった(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の4)
- 一部の科目について、レポートや課題をもって授業を行ったとみなしていた(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の1)
- 授業時間の管理は行っていたが、授業の進捗状況を管理していなかった(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の1)

# 授業に関する事項④

- 実習について、実態の授業時間数が学則を大きく上回っていた(管理栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の3)
- 一部の科目について、他学科と合併授業が実施されていた(管理栄養士)(栄養士養成施設指導要領第8の6)



# 施設設備に関する事項

- 給食計画及び実務のためのコンピューターについて、給食実習室に専用のを配置せず、教員の個人用端末を持ち込んで代用していた(栄養士)(栄養士法施行規則第九条第十六号)
- 給食経営管理実習室において、汚染区域と非汚染区域の区分が明確にされていなかった(管理栄養士)(管理栄養士学校指定規則第二条第九号)
- 一部の備品について、使用期限を超過していた(管理栄養士)(管理栄養士学校指定規則第二条第九号)

# 内容変更に関する事項

- 変更承認申請を厚生局に行う必要がある事を認識していなかった(栄養士)(栄養士法施行令第十二条第一項)
- 科目名の変更や一部科目の養成課程からの削除を実施したにもかかわらず、変更承認を申請しなかった(栄養士)(栄養士法施行令第十二条第一項)

# 変更の届出に関する事項

- 代表者が交替したにもかかわらず、変更届を提出していなかった(栄養士)(管理栄養士)(栄養士法施行令第十四条)
- 所在地を移転したにもかかわらず、変更届を提出していなかった(栄養士)(栄養士法施行令第十四条)

# 財政に関する事項

- 一部の入試方式について、入学検定料が学則に記載されていなかった。(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第14の3)
- 施設設備資金について学則上の額を改定していなかった(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第14の3)

# その他の事項①

- 文書の保存年限について、学内の規程が学校教育法施行規則で定める保存年限より短く設定されていた(栄養士)  
(栄養士養成施設指導要領第15の1)
- 文書の保存規程は整備されていたが、職員が保存年限や保存状況を把握しておらず、文書が管理されていなかった(栄養士)(栄養士養成施設指導要領第15の1)

## その他の事項②

- 養成施設に備えるべき書類について確認したところ、機械、器具、標本及び模型の目録について購入及び処分時の決裁をもって記録とし、目録を作成していなかった。(栄養士)  
(栄養士養成施設指導要領第15の1)
- 担当の事務職員が置かれているものの、変更承認や変更届出の対応ができておらず、申請漏れが発生していた(栄養士)  
(栄養士養成施設指導要領第15の3)

よろしくお願いいたします。